

○中之条町有料駐車場管理運営規程

平成19年10月24日告示第85号

改正

平成26年3月6日告示第12号

中之条町有料駐車場管理運営規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、中之条町が設置する有料駐車場の管理運営に関し必要な事項を定める。

(名称及び位置)

**第2条** 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中之条駅南駐車場	中之条町大字伊勢町761番地、2, 762番地
中之条駅南一時利用駐車場	中之条町大字伊勢町762番地
中之条駅北駐車場	中之条町大字伊勢町854番地 3
中之条駅北一時利用駐車場	中之条町大字伊勢町806番地 4

(使用の申込及び契約)

**第3条** 月極駐車場を希望する者は、駅南（北）駐車場使用申請書（様式第1号）を総務課へ提出し、駐車場使用契約を締結するものとする。

2 駐車場使用契約の締結に当たっては、中之条町居住者を優先するものとする。

3 一時利用駐車場の使用を希望する者は、駅南（北）一時利用駐車場使用申請書（様式第2号）を提出するものとする。

(使用料金)

**第4条** 駐車場の使用料金は、次のとおりとし町が指定する日時及び指定場所へ支払うものとする。

名称	料金
中之条町駅南駐車場	月額 3,500円
中之条町駅南一時利用駐車場	日額 200円
中之条町駅北駐車場	月額 4,000円
中之条町駅北一時利用駐車場	日額 200円

2 通学のため使用する学生等の場合における使用料金は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

名称	料金
中之条駅南駐車場	月額 2,000円
中之条駅北駐車場	月額 2,500円

3 使用の期間が1か月に満たない場合は、日割り計算とし小数点以下は切り捨てるものとする。

4 一時利用駐車場を利用する使用者は、あらかじめ総務課へ予約をするものとする。

(禁止行為)

**第5条** 駐車場使用者は、駐車場内においては美化に協力し、次の行為をしてはならない。

- (1) 施設その他の工作物又は駐車中の自動車を汚損し、又は破損するおそれのある行為をすること。
- (2) 偽りの申請により駐車場を使用すること。
- (3) 他の車両の駐車を妨げること。
- (4) 駐車区域の使用権利を第三者に譲渡又は転貸すること。
- (5) ゴミその他の汚物を捨てること。
- (6) 車両中に爆発物等法令上所持が禁止されているものを保管すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(駐車場内における損害の責任)

**第6条** 町は、駐車場に駐車する自動車の破損事故、盗難等については一切賠償の責めを負わないものとする。

2 使用者が施設その他の工作物を滅失し、又は破損したときは、使用者はそれによって生じた損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。

(契約の解約)

**第7条** 駐車場使用契約を解約しようとする者は、1か月前までに申し出るものとする。

(契約解除)

**第8条** 町は、使用者が次の事項に該当するときは、駐車場使用契約を解除することができるものとする。

- (1) 駐車場使用料金を指定された期限内に納付しないとき。

- (2) 町の指示に従わないとき。
- (3) 契約書の条項に違反したとき。
- (4) その他悪質な行為と認めるとき。

**第9条** この規程に定めのない事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。

**附 則**

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月6日告示第12号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**様式**（省略）